

身体障害者手帳



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター



身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定められたもので、一定の障害を有する方に対して、申請により交付されるものです。

【障害認定の条件】

- 一定の障害の条件にあること
- 指定医（資格を持った医師）が診断すること
- 障害が固定していると診断されていること
- ※新たな障害の発生や、症状の進行により等級変更の申請が可能です。

【種類】

障害種別	等級
視覚障害	1～6級
聴覚障害	2・3・4・6級
平衡機能障害	3・5級
音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害	3・4級
肢体不自由（上肢・下肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1～7級
肢体不自由（体幹）	1・2・3・5級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障害	1・3・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級

【サービス】

サービスは自治体によって異なりますが、等級によって医療費の助成、税金控除、交通機関の割引、日常生活用具の給付、ヘルパーの派遣等があります。

【手続方法】

・個人番号及び申請される方の身元が確認できる書類が必要

◎個人番号カードか

◎個人番号の通知カード＋運転免許証・パスポート等公的機関が発行した顔写真入りの書類1つ

又は健康保険証・年金手帳等公的機関が発行した顔写真なしの書類2つ

窓口	お住まいの市町村窓口
申請書類	○身体障害者手帳診断書・意見書 文書料は1通につき5,500円 ○身体障害者手帳交付申請書 ○写真（たて4cm × よこ3cm）1枚上半身・脱帽・正面写真・1年以内のもの ○印鑑

※申請に必要な書類等は、市町村により異なりますので事前に確認してください。

※手帳申請する場合は、必ず主治医に了解を得て下さい
身体障害者手帳の対象になるか
診断書を記載することが可能か
ご相談の上、手続きを行って下さい



当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193